様式第2号(第3条関係)（平26選管告示91・一部改正）

福選管　第　　　号

年　　月　　日

　(国会議員関係政治団体)

　　会計責任者　　　様

福井県選挙管理委員会

委員長　　　　　　　印

少額領収書等の写しに係る提出命令について(通知)

　貴国会議員関係政治団体の　　年分収支報告書に係る少額領収書等の写し(政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し)について、法第19条の16第1項の規定による開示請求があったので、法第19条の16第5項の規定により提出いただきますようお願いいたします。

記

　1　開示請求内容

　　　　　年分収支報告書に係る少額領収書等の写し(　　　費)

　2　少額領収書等の写しについて

　　　少額領収書等の写しとは、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しのことです。

　　　なお、領収書等を徴しがたい事情があったときは、その旨ならびに当該支出の目的、金額および年月日を記載した書面(「領収書等を徴しがたかった支出の明細書」)または当該支出の目的を記載した書面および振込明細書の写しを提出する必要があります。

　3　提出の方法

　　(1)　初めて提出する場合

　　　　上記1に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日(本通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日)から20日以内に、様式第3号により提出いただく必要があります。

　　　　なお、提出命令があった日から20日以内に、福井県選挙管理委員会に到着する必要がありますので、余裕を持って郵送等により提出していただきますようお願いいたします。

　　(2)　支出がないときまたは既に提出している場合

　　　　上記1に係る少額領収書等の写しに係る支出がないときまたは同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合は、その旨を様式第3号により通知いただきますようお願いいたします。

　　(3)　開示請求内容と同一の通知を受けているが、それに係る少額領収書等の写しをまだ提出していない場合

　　　　今回の通知以前に、上記1に掲げる開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書等の写しをまだ提出していない場合は、同一の少額領収書等の写しを2部提出していただく必要はなく、先の通知に係る少額領収書等の写し1部を提出すれば足りるものであり、今回の通知に対しては、同一の少額領収書等の写しを既に提出している旨、通知いただきますようお願いいたします。

　4　提出期間の延長

　　　事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、提出期間の延長を求めることができます。

提出期間の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求める期間（30日）および延長しなければならない正当な事由を記載した書面（様式第4号その1）を福井県選挙管理委員会委員長あて提出いただきますようお願いいたします。提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、提出命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間（31日以上60日以内）および当該特別な事情を記載した書面（様式第4号その2）を福井県選挙管理委員会委員長あて提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期間の延長があった場合は、福井県選挙管理委員会委員長から開示請求者に対してその旨を通知します。

　5　未提出の場合

　　　提出命令に違反して、少額領収書等の写しを提出しない場合は、法第19条の16第16項の規定によりその旨を開示請求者に通知するとともに、提出されるまでの間、貴国会議員関係政治団体の名称および主たる事務所の所在地等がインターネットにより公表されることになります。

　※　この様式は、通知の内容により修正および加筆する場合がある。